

●給与上手くんα／給与・賞与 Version 8.003

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

➤ 社員登録

①平成30年1月以降の源泉控除対象配偶者の判定に関して

社員登録／扶養情報①の“本人の所得見積額”と年調入力／保険等申告書入力／配偶者特別控除タブにある“所得見積額”の両方が入力されている場合、配偶者特別控除タブにある“所得見積額”で判定をしていますが、年調入力側の所得見積額を削除した場合、社員登録／扶養情報側の所得見積額で判定されていなかったのを判定するように修正しました。

※『給与マスター』で“年調計算していない”場合。

②税額表区分=乙欄、扶養控除申告の有無=有りの社員は、徴収票抽出判定区分が“自動”の場合には判定結果は「扶養申告書提出無し」扱いと判定にするように変更しました。

参考：「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」P2の【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】の(5)

《社員登録／本人情報タブ／合計表抽出区分》

判定結果	提出者
	年調を行わず、 支払金額が50万を超える者 (扶養申告書提出無し)

③前職タブ

- ・下段の“「前職1」の内容を源泉徴収票の摘要欄および、電子申告情報に連動する“にチェックを入れてそのまま、前職1を入力→OKボタンで当画面を終了した場合、再度開くと先程登録した前職1の内容が保存されていなかったのを保存するように修正しました。
- ・下段の“「前職1」の内容を源泉徴収票の摘要欄および、電子申告情報に連動する“にチェックを入れると全社員が連動対象になりますが、ロックされている社員は連動しないようにしました。

※ご注意※

他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側もバージョンアップが必要です。

以上